

<所得制限>

障害の種類や等級によって所得制限の範囲が異なります。[*助成対象者表参照]

表1の額に表2の各種控除額を加算した額以上になった場合は、受診証の交付はできません。

なお、給与所得又は公的年金等に係る所得がある場合には、給与所得又は公的年金等に係る所得の合計額から10万円を控除します。

[表1 所得基準額表]

扶養人数	本人	配偶者・親子
0人	3,758,000円	6,287,000円
1人	4,138,000円	6,536,000円
2人	4,518,000円	6,749,000円
3人	4,898,000円	6,962,000円
4人	5,278,000円	7,175,000円
5人	5,658,000円	7,388,000円

[表2 各種控除] (表1へ下記の額を加算します。)

控除の種類	本人	配偶者・親子
雑損控除	所得控除相当額	所得控除相当額
医療費控除	所得控除相当額	所得控除相当額
社会保険料控除	所得控除相当額	80,000円
小規模共済等掛金控除	所得控除相当額	所得控除相当額
配偶者特別控除	所得控除相当額	所得控除相当額
特定親族特別控除	所得控除相当額	所得控除相当額
障害者1人につき	*270,000円	270,000円
特別障害者1人につき	*400,000円	400,000円
寡婦控除	270,000円	270,000円
ひとり親控除	350,000円	350,000円
勤労学生控除	270,000円	270,000円
特別障害者手当控除	1,400,000円	-

*は本人自身を除く

[助成対象者数表]

	重度	中度
身体障害者手帳	1級と2級	3級と4級の一部
療育手帳	A1とA2	B1
精神福祉手帳	1級	2級
障害基礎年金		1～2級

★所得制限…重度障害者の方は、本人のみ

中度障害者の方は、本人と配偶者,同一世帯一親等の方すべて